

**申請期限は8月12日(水)まで！
泉佐野市特別定額給付金（対象者1人につき10万円）**

申請期限は8月12日(水)（当日消印有効）までです。郵送により申請してください。また、給付対象者（基準日の4月27日に市の住民基本台帳に記録されている人）で、申請書が届いていない場合や申請書を紛失した場合は、下記問合先のコールセンターまで問い合わせてください。なお、申請期限を過ぎると受給できなくなりますので、給付を希望する人は早めに申請してください。

※給付対象者、受給権者など詳しくは市ホームページをご覧ください。オンライン申請は6月30日(火)で受付を終了しました。

問合先（電話番号のおかけ間違いにご注意ください。）

●申請書（市からの郵送分）などに関すること…午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日除く）に泉佐野市特別定額給付金コールセンター（☎050-5358-4178 Fax050-3606-4959）へ

●制度全般についてのこと…平日、休日の午前9時～午後8時に特別定額給付金コールセンター（総務省設置）☎0120-260020（フリーダイヤル）、総務省特別定額給付金ポータルサイト（<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/>）へ

特別定額給付金の給付を装った特殊詐欺などに注意してください！

いずみさの新生児臨時特別給付金

特別定額給付金の対象とならない新生児1人につき10万円を給付します。

対象

①令和2年4月27日以前から申請日まで引き続き泉佐野市に住民登録があり、令和2年4月28日～令和3年3月31日に出生した新生児がいる世帯

②令和2年4月28日～12月31日に泉佐野市に転入した世帯で、令和3年1月1日以降・申請日まで引き続き泉佐野市に住民登録があり、保護者（世帯主）の転入日から令和3年3月31日までに出生した新生児がいる世帯

申請期間

①8月1日(土)～来年4月30日(金)（当日消印有効）

②来年1月4日(月)～4月30日(金)（当日消印有効）

申請方法

準備が整いしだい給付対象の世帯主に申請書などを郵送します。

また、上記の申請期間の受付開始後に出生届を提出する場合は、届出時に申請書などをお渡ししますので、返信用封筒で子育て支援課に郵送してください。

支給時期・方法

申請受付後、指定する口座に振り込みます。

問合先 子育て支援課

【お詫びと訂正】

広報6月号および7月号に掲載の「ご支援ありがとうございますございました」のお名前に間違いがありましたので、お詫びして訂正いたします。正しくは下記のとおりです。

問合先 危機管理室

●6月号（2ページ・35ページ）

株式会社川崎組 代表取締役 川崎真範 様

●7月号（4ページ）

ライオンズクラブ（台中市台中獅子会） 郭 建成 様

温泉施設利用促進事業

新型コロナウイルスにより市内の温泉施設が経営に大きく影響を受けている状況から、温泉施設の活性化に繋げるとともに、65歳以上の市民の疲れを癒すことを目的に温泉施設を利用できる利用券を送付します。

日帰り温泉や食事などをお楽しみください。利用券は、施設混雑緩和のために、年代別に順次発送します。

利用期限 利用券到着から来年3月31日(水)まで

利用券金額 1人1,000円

利用券使用場所 各温泉施設

問合先 一般社団法人 泉佐野シティプロモーション推進協議会（☎461-0005）



いずみさの障害者応援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による障害のある人の臨時的な経済負担を鑑み、現金給付により生活を支援します。

対象 令和2年6月1日現在、泉佐野市に住民登録をしている19歳以上の、本市より身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

支給額 対象者1人につき1万円（1回限り）

申請 支給対象者に申請書を郵送しますので、同封の案内文に記載の期限までに必要事項を記入のうえ返信用封筒にて返送してください。

問合先 地域共生推進課

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！
ひとり親世帯臨時特別給付金

【基本給付】

対象 次のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人（児童扶養手当については17ページをご覧ください。）
- ②公的年金などを受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回ること。児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 1世帯5万円、第2子以降に1人につき3万円

【追加給付】

対象 ④上記①②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している人

給付額 1世帯5万円

いずれも

申請 ①は申請不要。②～④は要申請。（要件を確認したうえで支給）

問合せ 子育て支援課

※申請方法など詳しくはホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上の減少などが生じて所得が免除承認所得基準以下まで下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除・猶予、学生納付特例の申請手続きができます。

対象 国民年金保険第1号被保険者で次のすべてに該当する人

- 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人
- 令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる人

※免除などの判定においては、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も所得審査の対象となります。

問合せ 国保年金課

※免除・猶予申請前に支払った保険料については還付されません（前納を除く）。他の各種条件など詳しくは、問い合わせてください。

休業要請外（市単独）支援金事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自主休業や外出自粛などに伴って深刻な影響を受け、大阪府が支給している休業要請「外」支援金（以下「府支援金」）の支給要件を満たす中小企業その他法人・個人事業主（*1）に支援金を支給します。

（*1）施設の使用制限の要請などに協力し、深刻な影響を受けた市内の中小企業などに対しては、府と共同で「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」を支給しています。

支給額 ●中小企業、その他法人…20万円 ●個人事業主…10万円

主な支給要件 次のすべてに該当する中小企業その他法人・個人事業主

①泉佐野市内の事業所を対象に府支援金が支給されていること（府支援金の支給要件を満たしているが、府へ申請を行わず支給されていない場合を含む）（*2）

②府支援金について、2事業所を対象として支給されていないこと（中小企業・その他法人は100万円、個人事業主は50万円を支給されていないこと）

（*2）詳しくは、市の休業要請外支援金（市単独）事業のホームページ（下記市ホームページ）をご覧ください。

申請期間

●9月30日（水）（当日消印有効）まで

・8月31日までに府支援金が支給（入金）された事業者

・府へ申請を行わず府支援金が支給されていないが、府支援金および本支援金の支給要件を満たす事業者

●府の支給（入金）日から1ヵ月を経過する日または来年3月31日（水）のいずれか早い日（当日消印有効）まで

・9月1日以降に府の休業要請「外」支援金が支給（入金）された事業者

申込・問合せ 市ホームページ（<http://www.city.izumisano.lg.jp/corona/sien/jigyosyasien/kyugyoyouseigaisienkin.html>）から申請書をダウンロードし、必要書類を添えて郵送で〒598-0007 上町3丁目11-48 まちの活性課（☎469-3131）へ